（三）　枠の材質の表示に際しては、レンズ枠及びテンプルに主として使用されている材質の名称をレンズ枠及びテンプルごとにそれぞれ適正に表示することとし、特にその材質が次に掲げる材質の名称を示す用語に応ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる材質の名称を示す用語を用いて表示すること。なお、めっき、塗装等を施してあるものについては、枠の材質の種類を示す用語の次に括弧を付してその旨を付記すること。

イ　プラスチック
ロ　セルロイド
ハ　ニッケル合金
ニ　アルミニウム

（四）　可視光線透過率の表示に際しては、日本工業規格Ｔ八一四一（遮光保護具）の九・一ｆ）「遮光能力試験」の（一・二）「可視部試験」に定める方法又は光電検出器に視感度用フィルターを組み合わせて、その分光感度分布が標準比視感度分布にほぼ一致するようにした受光器を用い、Ａ標準光に準じた光源に対する可視域の透過率測定を行う方法により測定し、その数値を表示すること。この場合における許容範囲は、プラス・マイナス七以内とする。

（五）　紫外線透過率の表示に際しては、日本工業規格Ｔ八一四一（遮光保護具）の九・一ｆ）「遮光能力試験」の（一・一）「紫外部試験」又は（二・一）「紫外部試験」に定める方法により測定し、その数値を表示すること。この場合における誤差の許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

（六）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

イ　自動車のフロントガラス等熱強化したガラスを通して使用するとガラスのひずみの干渉色が見えることがある旨（偏光サングラスのものに限る。）。
ロ　高温のところに置いたり、傷をつけるような金属と一緒にしまったりしない旨。
ハ　あまり長い時間目にかけない旨（ファッション用グラスに限る。）。

（七）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（八）　表示は、サングラスごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意の表示については、下げ札又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

六　浄水器

（一）　材料の種類の表示に際しては、浄水器本体、ホースその他の部分品の接水する部位に主として使用される材料の名称をそれぞれ適正に表示することとし、特にその材料が合成樹脂であるときは合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）第二条第一号の規定に準じて表示すること。なお、めっき、塗装等を施してあるものについては、材料の名称を示す用語の次に括弧を付してその旨を付記することができる。

（二）　ろ材の種類については、主たる浄水作用に係るろ材又は媒体（ろ過、吸着又は化学作用により水質に係る物質の除去又は減少の目的で使用される材料をいう。ただし、ろ材の流出防止等の目的で使用されるものを除く。以下同じ。）の種類を適正に表示することとし、特にその種類が次の表の上欄に掲げるろ材の種類に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げるろ材の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、ろ材の種類を示す用語の次に括弧書きでろ材の材料の種類を示す用語を付記することができる。また、材料として繊維を使用したものにあっては、繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）第六条第一項の規定に準じて表示すること。なお、二種類以上のろ材を使用している場合には、それぞれのろ材ごとにそのろ材の種類を示す用語を用いて表示すること。

ろ材の種類	ろ材の種類を示す用語
活性炭素繊維、粒状活性炭、粉状活性炭及びそれらを成型したもの	活性炭
織布	織布
不織布	不織布
多孔質平膜	多孔質平膜
多孔質中空繊維膜	中空糸膜
逆浸透膜	逆浸透膜

（三）　ろ過流量の表示に際しては、日本工業規格Ｓ三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・一に定めるろ過流量試験の測定方法により得た数値をリットル単位で表示すること。この場合における誤差の許容範囲は、表示したろ過流量に対してマイナス五パーセント以内とすること。

（四）　使用可能な最小動水圧の表示に際しては、次のイ及びロに掲げるところによることとし、その動水圧をメガパスカル単位又はキロパスカル単位で表示すること（供給された水を貯留して使用するものを除く。）。この場合における誤差の許容範囲は、表示した最小動水圧に対してプラス十パーセント以内とすること。

イ　連続式のものにあっては、使用可能な最小動水圧の測定は、日本工業規格Ｓ三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・二に定める最小動水圧試験の測定方法によることとし、使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とすること。

ロ　回分式のもの（供給された水を貯留して使用するものを除く。）にあっては、別表第一の規定に基づいて表示するろ過流量を得ることができる最小の動水圧とすること。

（五）　浄水能力の表示に際しては、次のイからハに掲げるところによること。この場合において、除去対象物質に対する除去性能及びろ過能力の試験方法が日本工業規格Ｓ三二〇一（家庭用浄水器試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

イ　浄水能力は、除去対象物質の名称を示す用語ごとに表示することとし、その用語の次に括弧書きでその総ろ過水量、除去率八十パーセントである旨及び日本工業規格Ｓ三二〇一（家庭用浄水器試験方法）に基づき測定した試験結果である旨を付記すること。この場合において、総ろ過水量はリットル単位で表示することとし、その場合の誤差の許容範囲は、表示したろ過能力に対してマイナス十パーセント以内とすること。

ロ　除去対象物質の名称については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる除去対象物質の種類を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

除去対象物質の区分	除去対象物質の種類を示す用語
遊離残留塩素	遊離残留塩素
濁り（水中浮遊微粒子等の濁りを発生させる物質）	濁り
揮発性有機化合物	クロロホルム
	ブロモジクロロメタン
	ジブロモクロロメタン
	ブロモホルム
	テトラクロロエチレン